

令和4年7月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年7月5日(火) 午後1時30分から午後2時6分

2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)

3. 出席委員

1番 野方俊彦	2番 本村教昭
3番 下村啓子	4番 古賀義博
5番 西村新二	6番 松尾正人
7番 池田政孝	8番 深河文雄
9番 高塚和行	10番 三根祐喜
11番 野口浩美	12番 江里口勇
13番 中村津多子	14番 江里口泰信

4. 欠席委員

なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 農地法第5条による許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第4号議案 農用地売渡等の希望申出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岸川 斉 副局長兼庶務係長 真子 祐輝

7. 会議の概要

事務局	委員の皆様お疲れさまです。それでは、ただいまから令和4年7月の定例農業委員会をお願いしたいと思います。
会長	初めに、江里口会長より挨拶をお願いいたします。 皆さんこんにちは。今日はお忙しい中にお集まりいただきまして、ありがとうございます。 田植のほうもおおむねはかどっているような状況でございますけれども、これから大豆をおいおいまいていかなければならないというような状況でございます。 台風4号の影響はあんまりひどくございませんでしたけれども、中山間地域では水不足によって田植の時期が若干遅れたというようなことでございます。 また、農業の生産物、ウクライナの戦争によって肥料とかガソリン、そういうものが若干高騰いたしまして、農業の生産現場を圧迫しているような状況でございます。今後はなるべく価格高騰がないように、選挙もございますので、なるべく生産現場が楽に、安価で生産をできるような体系づくりをお願いしなければいけないのかなと思っております。 今日は第1号議案から第4号議案までございますけれども、どうぞ皆様方の御審議をよろしくお願い申し上げます。
事務局	ありがとうございました。 本日は在任委員14名全員の出席がございますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。
議長	それでは、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。 それでは、ただいまから令和4年7月の農業委員会を開会いたします。 早速ですが、議事に入ります。 まず、議事録署名委員の指名を議題とします。 本日の会議の議事録署名委員は、議席番号順となっておりますので、私のほうから御指名をさせていただきます。 9番高塚委員、10番三根委員をお願いいたします。 次に、第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局	議案書は1ページを御覧ください。 本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は2件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 資料は1ページからとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明)
議長	この案件の場所は国道34号南の牛津町練ヶ里地区にある農地で、申請理由は隣接地の購入です。 以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。

事務局	<p>申請番号2について説明をいたします。 資料は6ページからとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号2について事務局より説明) この案件の場所は市道岡本西分線東の三日月町杉町地区にある農地で、申請理由は譲受人への贈与です。 以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第2号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書は2ページを御覧ください。 本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は3件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 資料は10ページからとなります。 (第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所は国道34号北の牛津町高柳地区を通る市道高柳線南にある農地で、転用目的は駐車場でございます。 被害防除対策ですが、雨水は自然流下により南側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。 農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。 以上でございます。</p>
議長	<p>この案件については3番下村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。</p>
3番	<p>農地法第5条申請事前調査を発表します。 譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局の説明のとおりです。 調査事項、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。 計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。 実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおり転用されることは確実である。 被害防除施設・用排水の検討について、し尿及び生活雑排水の排水はありません。 その他の特記事項について、令和4年6月27日に説明を受け、確認していません。 令和4年7月5日、小城市農業委員会農業委員、下村啓子。 よろしく申し上げます。</p>

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

申請番号2について説明をいたします。

資料は16ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件の場所は上ノ堤溜池北の牛津町内砥川地区を通る市道安坂線北にある農地で、転用目的は分家住宅及び農業用倉庫でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に東側道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に東側道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地ですが、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議 長

この案件については6番松尾委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

6 番

農地法第5条申請事前調査事項を報告いたします。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局の説明どおりです。

調査事項、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

被害防除施設・用排水の検討について、土留め工事を施工される。雨水は集水後に東側道路側溝へ排水。し尿及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に東側道路側溝へ排出される。

その他の特記事項について、令和4年6月9日に説明を受け、確認しています。

令和4年7月5日、農業委員、松尾正人。

以上です。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。

事務局	<p>申請番号3について説明をいたします。 資料は24ページからとなります。 (第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号3について事務局より説明) この案件の場所は国道203号南の小城町鷺ノ原地区を通る市道城西住宅2号線南にある農地で、転用目的は建売分譲住宅2棟でございます。 被害防除対策ですが、雨水は集水後に北側道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に北側道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。 農地区分と許可基準ですが、農地区分は住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている第3種農地であり、許可し得るものと判断しております。 以上でございます。</p>
議長	<p>この案件につきましては4番古賀委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。</p>
4番	<p>農地法第5条申請事前調査報告をいたします。 譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は、今、事務局から言われたとおりでございます。 調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。 ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。 ハ、実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。 ニ、被害防除施設・用排水の検討について、土留め工事を施工される。雨水は集水後に北側道路側溝へ排水。し尿及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に北側道路側溝へ排水される。 その他の特記事項について、令和4年6月6日に説明を受け、確認しております。 令和4年7月5日、小城市農業委員会農業委員、古賀義博。 よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。 次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題とします。 申請番号1から申請番号11まで一括して事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書は3ページから5ページまでを御覧ください。 農用地利用集積計画の利用権設定について説明をいたします。 本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が12筆、利用権の再設定が</p>

10筆、合計で22筆、総面積は2万5,328平米でございます。

今回の全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、採決いたします。利用権設定について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1から申請番号11までについては原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題とします。

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案書は6ページを御覧ください。

農用地利用集積計画の所有権移転について説明をいたします。

本日の所有権移転の審議件数は7件でございます。

申請番号1について説明をいたします。

申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

申請番号2について説明をいたします。

申請番号2、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

申請番号3について説明をいたします。

申請番号3、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)

議 長	<p>以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号4について事務局より議案の説明をお願いします。 申請番号4について説明をいたします。 申請番号4、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)</p>
議 長	<p>以上でございます。</p>
3 番	<p>申請番号4につきましては、あっせん委員の3番下村委員に結果報告をお願いします。 3月7日、3月の農業委員会であっせん委員に指名される。 3月9日、農地利用最適化推進委員の深川氏と所有者と会い、条件等を確認する。 3月9日、〇〇氏と会い、あっせん申請が出ていることを説明し、今回提示の条件で買受けをしたいとの回答を受ける。 所有者にあっせんが成立したことを伝える。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号5について事務局より議案の説明をお願いします。 申請番号5について説明をいたします。 申請番号5、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)</p>
議 長	<p>以上でございます。</p>
5 番	<p>申請番号5につきましては、あっせん委員5番西村委員に結果報告をお願いします。 あっせん経過報告を公表いたします。 令和4年5月9日、定例農業委員会にてあっせん委員に指名される。 5月10日、売手である〇〇様と会い、売渡しの意思を確認する。 次の日の11日、当該圃場の隣接地を耕作されている〇〇〇〇〇様に会い、購入の意思を問う。価格が合えば購入してもよいとのことでありました。 5月12日、売手である〇〇様と同行して〇〇様宅に訪問。三者で会談して、反当〇〇万円を提案したら双方とも承諾されました。その時点で売買が成立しております。</p>
議 長	<p>今後の日程等の詳細は事務局より連絡がある旨を伝えました。 以上でございます。 ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。</p>

事務局	<p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決します。申請番号5について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号5は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号6について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は7ページを御覧ください。</p> <p>申請番号6について説明をいたします。</p> <p>申請番号6、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>申請番号6につきましては、あっせん委員3番下村委員に結果報告をお願いします。</p>
3 番	<p>あっせん経過報告をします。</p> <p>5月9日、5月農業委員会であっせん委員に指名される。</p> <p>5月10日、農地利用最適化推進委員、深川氏と連絡を取る。</p> <p>5月12日、〇〇氏と会い、購入の意思があることを確認する。</p> <p>5月12日、〇〇氏が今回の条件、10アール当たり〇〇〇万円で買受けをしたいとの回答を受け、所有者に10アール当たり〇〇〇万円であっせんが成立したことを伝える。</p> <p>売買についての今後の日程等の詳細は事務局より連絡があることを伝える。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号6について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号6は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号7について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号7について説明をいたします。</p> <p>申請番号7、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>申請番号7につきましては、あっせん委員11番野口委員に結果報告をお願いします。</p>
11番	<p>あっせん経過報告。</p> <p>6月6日、6月の農業委員会であっせん委員に指名される。</p> <p>6月12日、所有者の〇〇さんと会い、条件等を確認する。</p> <p>その日の10時、その田んぼの耕作者の〇〇〇〇と会い、あっせん申請が出ていることを説明し、購入の意思があるか確認をする。10アール当たり〇〇万円で購入の回答を受ける。所有者の〇〇さんに伝えて了解をもらいました。このことを〇〇〇〇に伝え、売買が成立したことを伝え、今後の認定等の詳細は事務局より連絡がある旨を伝えました。</p> <p>金額が〇〇万円ですけど、総額〇〇〇万円となっております。</p> <p>どうぞよろしくお願ひいたします。</p>

議 長	<p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号7について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号7は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第4号議案 農用地売渡等の希望申出についての売渡希望についてを議題とします。 申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。 議案書は8ページを御覧ください。 農用地売渡等の希望申出の売渡希望について説明をいたします。 本日の売渡希望の審議件数は1件でございます。 資料は30ページからとなります。 申請番号1について説明をいたします。 申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。) 以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 ほかに皆さん方の中から何かございましたら、よろしくお願いします。 (なし) ないようですので、次回日程等の連絡について事務局よりお願いします。 次回の日程等ですが、今月の農地転用現地調査日を7月25日月曜日、午後1時30分から、今回は2階の2-5会議室にお集まりをいただきたいと思います。 8月の定例農業委員会の日時、場所ですが、8月5日金曜日の午後1時30分から、ここ西館大会議室で行います。 以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは、御協力をいただきましてありがとうございました。 以上をもちまして7月の農業委員会を閉会いたします。</p>

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員